管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理 番 号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
110020 確核	5工会議所地区の重 認定	商工会議所法第8 条、第9条の2及び 第15条 商工会法第7条、第 8条及び第13条	商工会議所及び商工会は、いっれも「地区内における商工業会 合的な改善発達」及び「社会一般 の福祉の増進に資すること」を与 的とした地域団体であるため、そ の地区は他の商工会議所又は商 工会の地区と重複してはならなし こととしている。	市町村合併により、行政地区と商工団体地区 が異なるいわゆる「ねじれ地区」となった地均 (秩父市吉田地区)に限り、商工会議所法第8条 第4項の規定にかかわらず、「地区の重複を記 はカメートとする	現在の秩父市吉田地区(旧吉田町)は、平成17年4月の市町村合併により旧秩父市等と合併し、新秩父市となったが、商工団体地区は合併前の西秩父商工会の地区のままであるため、行政地区と商工団体地区が異なるいわゆる「ねじれ地区」となった。	С	-	商工会と商工会議所は、地域の商工業者の意見を集約して代表する組織体であり、それぞれの設置根拠法上、所在する行政区域を活動地区とすることを原則としている。そのため、ある地区に所在する商工業者が自らの判断によって商工会と商工会議所のいずれかを選択することは認められていない。市町村合作に伴って生じた活動領域の行政区域との齟齬については、現行法制と、関係する商工会及び商工会議所の合意によってそれぞれの団体の定該変更等を行うことで対応することが可能であり、一条的には、こうした当事者間における話し合いにより解決を図るべき問題である。商工会は、疲弊・高齢化が深刻化する町村部において、地域内の商工業者を巡回相談指導するほか、地域社会の保全等のため、その特長を活かし、地域公園、日本の一大が多様化する都市部において、地域全体の振興機能を発揮して、まちづくりなど地域全体で取り組む活動等を推進している。他方、商工会議所は、住民・企業のニーズが多様化する都市部において、地域全体の振興機能を発揮して、まちづくりなど地域全体で取り組む活動等を推進している。なが、近年、地域経済の役割や特徴の違いの度合いが広がってきているところ。すなわち、こうした状況も踏まえて、各地域において地域の実態に応じて適切な代表組織体を事業者間の合意で運営すべきもの。	右提案主体かの意見を踏まえ、再度検討し 回答されたい。	「は、「平成の大台併」の趣旨に賛同して白い動いたちたたに対して、社会		0 0 1 0 0 1 0	秩父市	埼玉県	经济産業省
110030	: 然ガス利用に関する 制の緩和		第22条)	任 法 天然ガスを組織的に利用する場合、設備の管理としてボイラー技士2級程度の有資格者を配置するだけで利用できるものとする。	差川村温泉地区には温泉に混じって天然ガスが湧出しており、古くから炊事・暖房等を天然ガスによりまかなってきた。村内に賦存する天然ガスの有効利用を図ることにより、省エネルギーや観光資源・農林水産業資源として地域の産業活性化に資する。 具体的には、現行法では天然ガスを組織的に利用する場合。鉱山保安統括者の常設が必要である。有資格名の常設には多くの経費が必要であることから、ボイラー技士と級程度の設備管理者の常設に留めることで、現在空中放散し温室効果を高めていた天然ガスを、①ガス灯の整備による公共街灯整備での温室効果する削減と撮景観整備。②天然ガスを外で力・フィンの共変用による温室効果ガス削減、③園芸作物や内水面事業での空調整備ガス燃料化による温室効果が高度が高速が表現で、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般では、一般で	D	-	鉱山保安法では、鉱山の保安に関する事項を統括管理させることを目的として保安就括者を、また、保安統括者を補佐する保安管理者を、それぞれ選任することを定めている。また、鉱山保安法施行規則第41条において、保安管理者の要件として、当該鉱山に常駐していること、学校教育法による大学又は高等専門学校において、鉱業に関する理学又は工学の課程を修めて卒業した者であって、鉱山の保安に関する実務に通算して3年以上従事した者であること等を定めている。また同法では、保安統括者、保安管理者の選任のほか、鉱山における保安を確保するための活動については、鉱山の種類、規模、鉱業の実施方法等によって異なることから、それぞれの鉱山における作業の区分(内容)に応じて、当該作業を監督者をおした必要な資格を有することが水められる作業の医が成功に応じて、おいて、その具体的な作業内容と水められる資格を定めている。御提案にある温泉に湿じって湧出する可燃性天然ガスを組織的に利用していためには、鉱山におけるパイプライン及びその附属設備に関する作業、電気工作物の工事、維持、運用に関する作業、電気工作物の工事、維持、運用に関する作業、電気工作物の工事、維持を引力を必要を発しまった。ことは、可燃性天然ガスの組採を目的とする鉱山において、作業工程に応じた作業監督者を置くことによる保安の確保が十分になされないようそれがある。なお、鉱山における作業の維持管理作業について、鉱業権者を主体とした適ないまでは、銀行は合いである。とは、現代法でも可能である。	右提案主体が の意見を踏ま 3、再度検討し 回答されたい。	回答に対しまして、天然ガスを組織的に利用する場合の様々な施設整備の際に、その工種に応じて必要な資格を保持する作業監督者を選任する必要があるはは理解するが、施設整備後の維持管理について必要な資格を開発である。 (例えば、ガスタンの維持管理については、対スタンのは大き型については、ガスタンのは大き型にからでです。 有くな団体が管理することで鉱山保安統括者及び鉱山保空管理者の選任を免除できるか何いたい。		0 0 1 9 0 1 0	鮭川村	山形県	経済産業省
110040 提	寺許流通促進特区(第 者への実施許諾を前 とする特許申請に関 る特許料等の滅免)	特許法第195条の2	周月 ローナー 杜かけガル 「次十」	、現行の特許料等の減免制度に、第3者への実 に施許諾を前提に特許申請する場合にも適用を	現行の特許料等(審査手数料及び特許料)の減免制度に、第3者への実施許諾を前提に特許申請する場合にも適用を拡大する。  【提案理由】 特許には、開発した技術を独占的に権利者が使用できるという機能があるが、一方で、特許を他者に実施許諾することで、共通の知的資産として活用することが可能である。 しかしながら、現行制度では、排他的独占権の取得を目指す特許の利用形態と、第3者への実施許諾を行う場合との区別な(特許科等が課せられる。 そこで、第3者への実施許諾を前提とした特許申請を行う場合の手数料減免を行うことにより、アイデフはあるが資金が多の事情でアイデアの実現が困難な者の特許時申請の意欲を促進することができる。また、実施許諾を受けるものにとっても、このような特許が増えることで、数値に制持等のできる。また、実施許諾を受けるものにとっても、このような特許が増えることで、数値に判議できることが可能になり、特許流通を促進し、知的財産によるイノベーションの加速と経済インパクトが期待できる。 【代替措置】  【代替措置】  「代替措置」 「代替措置」 「特許申請の際に第3者への実施許諾急思を記載させることとし登録原簿に明示する。また、権利者に第3者が実施許諾の申し込みを行った際に、権利者が対応しない(実施許諾しない)ような場合の不服申立制度を設ける。	С	-	諸外国には、本提案に類似する制度として、他者に対して特許の実施を許諾する用意があるという意思を登録する替わりに、その特許の維持料の減免を受けることができる、実施許諾用意(ライセンスオプライト)制度を有する国があるが、本制度を先行的に選入、実施していたフランスでは、特許流通促進効果が薄いことを理由に2005年に同制度を廃止している。本制度については、2009年1月に設置された学識経験者及び実務家等を委員とする特許制度研究会においても検討が行われたものの、同研究会の委員からは、料金減免だけを目当てに制度が利用され、実際には特許の流通促進に対しての効果は薄したのといました。対しての効果は薄したのといまが上での表に薄が出されている。大部のように諸外国における状況や研究会における検討も踏まえ、十分な特別のように計る場合である。という、特許には、現在のところ本制度の導入を予定していない。なお、特許料は、特許権を組入の懸念等があることから、特許庁とには、現在のところ本制度の導入を予定していない。なお、特許料は、特許権を維持するために支払われる料金であり、特許権を相は、特許権を推済もために支払われる料金であり、特許権者は、特許権を対象等からまからことも可能であり、かつ、特許権をすべての者に開放(特許権を放棄)することにより特許料の支払義務はなくなる。	の意見を踏ま え、再度検討し 回答されたい。	実施許諾用意制度(こついては、制度を廃止した国もある一方で、今なお、制度を解析している国がある。また、特許制度研究会において、同あり度の導入について慎重な意見もある一方で、技成する意見もある一方で、技成する意見もある。一方で、技術会議(内閣の大切で、会。このように、外国の状況や、効果の技能が分にされているとは言えない。総合科学技術会議(内閣推進のための知的財産職遇(2009年)」でも、知識が財産の通過の促進の必要性が産の一層の活用と流通の活性化に向けたモデルケースとして、高い意義がある。再考をお願いしたい。		0 0 2 7 0 2 0	佐賀県	佐賀県	经济産業省
知 110050 イ	1的障害者による家電 の手分解によるリサ クル		ラウン管式、プラズマ式・液晶	ブ・事業所からの廃家電収集等についての許可 よび当該収集等における手数料の徴収 ・・家電リサイクル法の4品目以外への対象拡大	(新しい事業の創出)現在、障害者の雇用拡大が叫ばれているが現状は少ない。特に知的障害者にとっては大変です。障害の特性を見るに家電製品等への手分解作業は機能の改善と達成 感 意欲の高揚が自信とからまな動機付けとなる。地域環境にも優し、設備投資が、少なく、小さな部屋でも作業可能で特に携帯電話機等はレアメタルの回収等に効率的です。家電リサイクル法に指定されていないオーディオやゲーム機の中のレアメタルは現在埋立処分されてします。 交域県内の市町村に54の育成会があります。又、入所施設が30ヶ所あり、収集運搬業に例外を認め、皆が仕事を出来るように願っています。 実施にあたっては、安全な処理が確保されるよう配慮致します。	С	-	・事業所からの廃家電収集等についての許可および当該収集等における手数 料の敵収については、環境者の回答を参照ください。 ・家電リサイクル法の4品目以外への対象拡大について、同法は、市町村による大型家電の適正処理困難性と一般廃棄物最終処分場容量の適直という事 情等を背景に制定されており、資源の有効利用及び廃棄物の減量・適正処理 という報点から特に必要と認められる機器に限り、特定家庭用機器として規制 の対象としている。ご提案の携帯電話やゲーム機などは、特定家庭用機器の 範囲を定めている同法第2条第4項の要件に当てはまらないため、同法の対 象として指定することは困難であると考えられる。				0	茨城なぐ 県舎育 営人市 会 大市 大市 教 会 大市 親 の 会 た の 会 を の 会 の う う う う う う う う う う う う う う う う う	茨城県	経済産業省 環境省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管提 理案 番事 号項		制度の所管・ 関係官庁
11006	0 独立行政法人科学債 の発行		び債権発行をすることができない こととされております。なお、独立	独立行政法人通則法第45条5項の「個別法に特段の定めがある場合を除くほか、長期借入金	つくば市における独立行政法人(大学を含む)が一体となって、国策研究を行う資金を集めるため、同時に、日本の未来を担うポストドク研究生活安定を図る基金を募るため、独立行政法人が証券会社との連携の下に「科学債」を発行することを可能にする。 政府の成長戦略に決定された。グリーンイノペーションとライフイノペーションの研究をつくば在住の研究所・大学(以下、研究所群という)で総力を挙げて研究するため、独自の資金調達を必ざす。「科学債」は、10年根え置きの侵権で、科学技術の研究成果が得られたときに配当・元本信選する。一種のペンチャーキャビタルの形成であり、先端性・信頼性の最も高い日本の研究所群への投資であり、かつ、政府の成長戦略と第4期科学技術基本計画のリート機関、リートエリアとなるべき研究所群を国に先駆けて動かすものである。かかる研究所群に対し、広く民間、個人、外国などから投資する仕組みを作る。また、集まった資金の一部を使い、ポストドク保障基金を設立し、ポストドクや若手研究者が、連続してプロジェクトに就く執証を行い、その生活がワーウシェアリンゲンステムによって、パーマネント研究者と同等の生涯所得・社会保障が得られるように支援する仕組みをつくる。日本は、国際経済における地位が次第に低下し、研究部門で後条のアジア諸国にも、追い越されようとしている中で、研究所群は、国の動きを待つのではなく、国の動きに呼応して、すでにある科学インフラを活用して迅速に国策イグペーションを進めなければならない。従来、研究機関の傾斜でインフラを活用して迅速に国策イグペーションを進めなければならない。従来、研究機関の解決を図る資金となり、国策イバペーションの国内最大の担い手として、つくばの研究所群が力を発揮することになる。国家的な共通課題である新成長戦略(グリーン・イノベーション及びライフ・イノベーション)に係る研究開発に関し、つくばに立地する各研究機関が産官学・国内外で連携して取り組む。	С	-	独立行政法人産業技術総合研究所は、基礎的な研究と開発的な研究との間をつなぐ橋渡し研究等、収益を生むまでに長い期間を要するため民間では実施困難な事業を行っております。そのような事業の性質から、配当・元本償還を前提とした債権を発行することは適当ではないと考えられます。	の意見を踏ま え、再度検討し	管理に係る案件等に対して、独自に	国家戦略つくばオ フィス実現プロ ジェクト	0 0 3 国家戦略つ 5 くばオフィス 0 実現委員会 1 0	・ タ ブ 厚 様 果 終 目 野 選 選 選	総外死事 務務部等 所務部等 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學 大學
11007	寄付金と反対給付及び 0 利益相反にかかわる 規制緩和		経済産業省所管の独立行政法人 産業技術総合研究所では、研究 開発に関する利益相反マネージ メントのための実施規程」及び「寄 付金等受入規則」を独自に整備・ 公開しております。	・複数機関に対して同じ目的で寄付が行われた 場合 の双方を満たす場合にのみ、研究開発の目的 を限定し、かつ研究開発成果の情報を対価とし うる寄付行為を可能とする。(反対給付にかか わる規制の緩和)	寄付を行った側: 1) 寄付金を用いた研究開発の目的を定めることが出来る。(国に対する寄付、あるいは指定寄付金のイメージ) 2) リードタイム 1年の間に限り、研究成果にかかわる情報を寄付行為の対価として独占的に得ることが出来る。(反対給付こかかわる規制の緩和) 寄付を受けた側: 研究開発に関する利益相反ガイドラインを大幅に緩和する。(反対給付にかかわる考え方、利益	D	-	経済産業省所管の独立行政法人産業技術総合研究所では、研究開発に関する「利益相反マネージメントのための実施規程」及び「寄付金等受入規則」を独自に整備・公開しております。 寄付金等受入規則においては、特許権の譲渡などの反対給付を求めないことを前提に、目的を限定した寄付や条件を付した寄付が可能とされております。 提案にあ研究開発成果に関する情報の提供などを反対給付と扱うかどうかという点については、見直しも含め、検討していくものと承知しております。	の意見を踏ま え、再度検討し	・ご検討いただき誠にありがとうございました。まさに、当方では、「研究開発成果に係る情報提供は、寄付に係る反対給付としては扱わない」という規制緩和が、特区制定根拠にふさわしいものと考えている。かかる特区の実現に向けて、再度で検討いただき、「国家戦略に資する研究のために、所管ごとに策定するのではなく、政府をごとに策定するのではなく、政府をした利益相反ガイドラインが必要である。・個別に定めていること自体が実質的な規制(制約)として機能している。	国家戦略つくばオ フィス実現プロ ジェクト	0 0 3 国家戦略つ 5 くはオフィス 0 実現委員会 3 0	城県 規則	外交部生外水產交換的學働產業通過開開,外交部生外水產交換的工作。 一個學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學學

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理 番号 項	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
110080 角度	地域団体商標登録制 変の出願要件の緩和	商標法第7条の20	地域団体商標の出願人となるに団は、法人格各で有であること、そのでは、法人格各が使用することを要すること、団体に加入の自由が法的に担保されていることを要する。	特色ある地域づくりのため、地域団体商標登録制度を活用して、地域資源を商標として登録し、その地域資源をブランド化していく場合においては、地方自治体や商工会議所、観光協会等が出願人となること及び、活動初期段階での登録を可能とする。【商標法第7条の2の緩和】	地方が、特色ある地域づくりのため、他地域との差別化を図ることは非常に重要であり、その一手法として「地域プランド」の創出や個別起こしが全国各地で展開されている。 一方、政府では、地域プランドを適切「保護することにより、事業名の信用の維持を図り、産業裁争力の造化と地域対象が高性化を支援することを目的として、平成18年に地域団体商標制度を新設された。これにより、地域名と商品名からなる商権、は特定の者の独占になじまない等の理由で商標登録を受けることが関しかったが、より早し段階で商機・登録を受けるよのようになった。 (18週1) (2地域団体商標の出願人は「事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合(第7条の2第1項)」がとされている。農林水産物や伝統工芸品等すでに事業協同組合等がある分野は有利であるが、18数/し水などがため地域第2月にでも取り上の大きが大きない。また、新たに事業値同組合等をがある分野は大動であることが多い地方自治体や商工会議所、観光協会等は出願することができない。また、新たに事業値同組合等を対しているとき、(2地域団体商標登録は「需要者の間に広(認識されているとき、(2の2年) 年の第4年の大学ので表別、18世紀を表別の大学のと第1項というに対しているという。第4年の大学の活動に支険をきたすことが考えられる。 これるが緩和されれば、さらなる地域プランド創出の取組の推進が期待でき、地域経済の活性化や雇用創出等にもつながるものと考える。	C	-	1. 地域団体商構制度とは、商権の登録要件を緩和し、地域ブランドの信用を保護し、我が国の産業態争の力の強化と地域経済の活性化を図るための制度で高標とし、政治国の産業態争の力の強化と地域経済の活性化を図るための制度で高標金よび国の企業態等の力の強化と地域経済の活性化を図るための制度で高機法し、地域国の産業態等のといない(商標法3条1項3号)。ただし、(事業者が継続的ご使用してきた結果、②需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することがら、原則として商権等を認めているい(商標法3条1項3号)。ただし、(事業者が継続的ご使用してきた結果、②需要者が何人かの業務に係る商品又は役務であることを認識することが言法第3条2項(例)・2列ンハウ、西陣織等・2の一般の情報を録を認めている(同法第7条2の2)。具体的には、要求される周知性の角度が、通常の商標とは実務上、全国的な範囲での高標とりまり早いの程度のため、出願人適格を限定した上で、例外的に通常の商標よりまり早いの限度の方は、第7条の2)。具体的には、要求される周知性の角度が、通常の商標では実務上、全国的な範囲での需要者への浸透が必要であることに対し、地域団体商標局においては隣接都道府県に及ぶ程度の需要者に認めている(同法第7条の2)。具体的には、要求される周知性の種様の主に認識されていれば登録ができる。 2. 地域団体商標の出願人となる要件上記の通り、地域団体商標制度においても、経費の機能が関係の高標の目標に、(①事業者による使用とそれに伴う②周知性の獲得が当然に必要をとなる。地域団体商標の学体を定める商機法第7条の2においては、これを登録を件の一つとするとともに、制度の趣旨を担保するため下記のように出願人会格と可なに、(2事業協同組合その他の特別な法律により設立された組合であり、当該法律において、正当な理由がないのに、構成員たる資格を有する者の加入を拒み、人と出願人適格を、1つに対しての時間、の自かに対しての時間を、使用する者を、利力に使用されるべきものを必要がある。 ②その団体の構成員に使用させる商標であること(その商標を使用する者を視対的確認を要がある。)の個形を書かるとが関係であることは、商標の対しに関係であるとと適当ではない。 3要望に対する特許庁としての対は、2000年の構成員に使用を認めるごとは適当ではない。 3要望に対する特許庁としての対策を表的に知像となる者を、2000年の構成員に使用を認めることになる必要がある。 3要望に対する特許の提供で表の表が、1、無限の独立を可能を表面のを必要に反するとにのの事権を使用とないも高標をを関わらいと認知のを表にあれていな、当まの主ないの事様を認めためでは、4歳成長となるをのました。1、10年に表示が、4年でも高い権利の保護のの要性を認めためでは、4歳成長となるをで、4年での高い権の対はのの事様を使用を認めるごとは適当ではない。 3要望に対する特別の事様を使用を認めるごとは適当ではない。 1、10年の第様を使用を認めるごとは適当ではない。 1、10年の第様を使用を認めるごとは適当ではない。 1、10年の第様を使用を認めることにの様やも関係の表に、10年の発表を使用を認めることに対なが、10年の表に表が、10年の表に表が、10年の表に表が、10年の表が、10	右提案主体から の意見を踏まし 、再度検討し 回答されたい。	①一般的な商標として図形等と組織を登録した場合、地域と商品名からなる商標を登録した場合、地域と関連のない第三者も同様に各領を後に地域の団体商標を移行したが、その面標に移行しようとする際、その要件の「商標を継続的に使用したどのように判断されるのか、お示しいただきたい。会議所が出願人に適さないまきたい。会議所が出願人を一切の場でが、出版人が一つの場でが、出版人が一つの場でが、は、「大きない」ではおらず、在域とでは、「大きない」では、「ないまない。」では、「大きないまない。」では、「ないまないまない。」では、「ないまないまない。」では、「ないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまないまな		0 0 4 0 0 1	高槻市	大阪府	经济産業省
110090 ដី	企業立地促進法に係 包括的な規制緩和	び活性化に関する 法律 第10条 工場立地法 第49 工場立地に関する	る 企業立地促進法第10条の規定 に基づき、同法に基づく基本計画 において重点的に企業立地を促	で業立地促進法において、特例措置の一つとし 異て森林法に基づく緑地規制を緩和する。 ま	縦割り行政による、複数の規制を一括して緩和することで、地域の特性・強みをいかした地域産業の活性化を目指す。 具体的には、企業立地促進法に基づく基本計画を策定した自治体において、条例を定めた場合、その適用区域(重点促進区域)の緑地規制緩和は工場立地法に限らず、森林法等においてもその対象とする。 提案理由: 本市においては、企業立地促進法に基づく条例を制定し、工場立地法で定められている緑地面積率20%以上に対し、緑地面積率を10%以上に緩和している。 しかし、森林法により立てられた地域森林計画の対象民有林は知事の許可を受けなければ開発することは出来ず、許可基準となる森林率は概ね25%以上でなければならず、企業立地促進法により工場立地法の特例がなされ緑地面積率が緩和されたとしても、特例による思恵が受けられない。 工場立地法及び森林法ともに国土環境の保全を目的とするものであり、その上で一方においては特例措置が認められていること。また企業立地促進法においてはその支援措置の一つとして各省との連携による支援措置を掲げていることから、本特例措置において個々の規制を一括して緩和することで、より円滑な産業集積の形成、ひいては地域の活性化に資するものと考える。	D	-	森林法の林地開発許可における残置する森林の割合については、林野庁長 官通知による都道府県への技術的助言を行っているが、規制の趣旨を踏まえ て都道府県が弾力的に運用することは可能である。				0 0 4 2 0 1 0	古河市	茨城県	農林水産省経済産業省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請 提案主体からの意見	プロジェクト名	管理 番号 号	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
110101	バイオ関連企業・研究 機関等に係る法人税 等の軽減措置の創設、 国研究資金等の優先 投入	による地域における	め、企業立地促進法など各省ごと	彩都地域等へのパイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。 [具体的内容] ① 国の研究開発予算に係る重点配分	①現状  我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ボデンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイバペーションを起こす環境づくりが必要。	Z	-	バイオなど多くの最先端技術の集積である医薬品や医療機器は、日本の基礎 技術力も高く。また、高齢化社会の進展に伴い潜在的な市場ニーズも大きく、これから最も成長が期待される産業の一つである。 特にバイオ医薬品は研究開発コストが飛躍的に増大しており、また各国の国際 接手が激化しているため、経済産業をではバイオ・イノベーション研究会」を 設置し、バイオ医薬品を始めとする医薬品産業を発展拡大させるための方策 について検討してきたところ。今後も取り生とめた捜書を踏まえつつ、研究開発 をはじめとするバイオ産業の振興に取り組んで参りたい。促進等を通じた産業 業積の形成・活性化を図るため、企業立地促進法に基づき、地域が自らの特 色を活かして取り組む企業立地策や産業集積の活性化策に関する支援を行い でいるところ。具体的には、企業立地に関するワンストップサービス窓の長 でいるところ。具体的には、企業立地に関するワンストップサービス窓の長 こうした取組も活用し、大阪彩都の地域におけるバイオ産業集積等の活性化に も取り組んでいたださたい。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の 指置を検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」 「納得」の原則に則っているかという観点から検討もれる。 きらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進め との方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した 数まに、現代時間では、では、日本のでは、日本		国際バイオクラス ターの創生・先進 医療等の開発促 進	0 0 4 3 0 1 0	大阪府	大阪府	厚生労働省経済産業省
	バイオ関連企業・研究 機関等に係る法人税 等の軽減措置の創設、 国研究資金等の優先 投入		企業の国際的な競争力維持のため、企業立地促進法など各省ごとに優別の法律に基づく支援措置を 実施。	影都地域等へのパイオ関連企業・研究機関の立地促進に向けた、予算の重点配分及び思い切った法人関係税等の軽減免除を求める。 [具体的内容] ② 法人関係税等の軽減免除	①現状  我が国の成長戦略上重要なバイオ産業を振興し、国際的バイオクラスターを形成していくためには、国家戦略として、ボデンシャルの高い地域に、バイオ関連企業や研究機関を集積させ、世界から優秀な研究者・人材を呼び込み、次々とイバペーションを出こす環境づくりが必要。	z	-	バイオなど多くの最先端技術の集積である医薬品や医療機器は、日本の基礎技術力も高く。また、高齢化社会の進展に伴い潜在的な市場ニーズも大きく、これから最も成長が期待される産業の一つである。特にバイオ医薬品は研究開発コストが飛躍的に増大しており、また各国の国際競争が激化しているため、経済産業合ではドバイナイノベーション研究会員を設置し、バイオ医薬品を始めよする医薬品産業を発展拡大させるための方策をは、バイオ医薬品を始めよする医薬品産業を発展拡大させるための方策をは、バイオ医薬品を始めよする医薬品産業を発展拡大させるための方策をは、必対不力産業の振興に取り組んで参りたい。促進等を通じた産業業積の形成・活性化を図るため、企業立地促進法に基づき、地域が自らの特色を活かして取り組む企業立地策や運進法に基づき、地域が自らの特色を活かして取り組む企業立地策が重なフンストップサービスを回り、一般では、大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大阪・大		国際バイオクラス ターの創生・先進 医療等の開発促 進	0 0 4 3 0 1 1	大阪府	大阪府	総務省 財務省 働省 経済産業省
110110	バイオベンチャー・中小 医療機器企業に対する 投資促進税制の創設	なし	-	製薬企業等研究開発型企業の幅広い研究開発 促進とバイオベンチャー等への投資促進税制の 創設	①現状 世界の製薬企業は、開発競争に勝ち抜くため、自社での研究開発に加え、有望なシーズを持った パイオペンチャーに投資し、研究開発・新薬開発のスピードアップを進めている。(現状は、製薬д 素が海外の有望ペンチャーに相次いで出資・買収を進めている)。 一方、国内パイオペンチャーは、せつかく有望なシーズがあっても、開発・製品化までの期間が長いため、研究開発費用の調達が困難な状況が続いている。(他国に比べ投資による資金確保が進まない) ②問題点 製薬企業等が自社で研究開発投資を行う際には、税制上のインセンティブ(研究開発促進税制: 試験研究費の12%の額を法人税から控除など)があるものの、製薬企業等が国内のバイオペンチャーに研究開発自的で投資する場合には税制上のインセンティブがない。 ③解決策 製薬企業等がパイオペンチャー・中小医療機器企業等に研究開発目的で投資を行う場合に、自社の研究開発投資の際適用される研究開発促進税制と同様に、投資額の一定率の額を法人税から控除するなど新たな税制を創設する。 ②効果、バイオペンチャー等の資金調達が円滑化することにより、バイオペンチャーの成長を促進するともに、助しい国際競争に晒される政が国の製薬企業等の研究開発と製品化を促進・スピー・ドアップすることが期待できる。また、バイオ分野の開発体制の海外流出が続く中、国内での開発体制の強化にもつながり、国内での投資促進とあわせ、知財、人材の流出防止にもつながる。	z	-	企業がペンチャー企業等へ試験研究を委託する場合には、この受託者に対して支払う費用は研究開発税制上の試験研究費として認められるため、これを活用する方法があると理解している。 税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調のの原則に則っているかという観点から検討される。  さらの表しいのでは、世の本のとの表し、を選合理化を進めるとの方針が明らかにされている。その序、投資素のような税制を活用した政策については、この基本方針のとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針のと関係に対し、行合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。  なお、日本の法人税制は総合課税であるため、株式投資損益は他の法人所得と通算できることから、投資時点において損金算入等の特段の措置とすることは税制の体系上難しい面があると承知している。		国際バイオクラス ターの創生・先進 医療等の開発促 進	0 0 4 3 0 2 0	大阪府	大阪府	財務省 厚生労働省 経済産業省
110120	良好な周辺環境を有する地区における工場立 も地区における工場立 地法による生産施設面 積率基準の緩和	工場立地法第4条 第1項 第1項 工場立地に関する 準則第1条 別表第 1	工場立地法に基づく「工場立地に 関連を施設面積率を、業種により敷地 面積の30%から65%以内としてい る。	工場立地法の趣旨に反しないことが明らかな地域においては、工場立地法による生産施設面積率について、建被率の範囲内での撤廃を求める。	①現状 バイオ分野の開発・製品化には研究開発と生産施設の投資に膨大な費用が必要。景気が低迷を 続ける中、投資をする企業にとって、土地に係るコストの低減は重要なファクターであるが、工場 力地法に基づく「工場立地に関する準則」においては、工場の生産施設面積(生産施設の敷地に 対する役影面積)が、業種により敷地面積の30%から65%以内に一律に規制されている。 ②問題点 工場立地法上の生産施設は、建築物の外に設置される機械・装置も対象(工場立地法施行規則 解決第2条2項」とされるため、工場に加え、創業バイオ企業等に必要なブラント・タンクの設置なども 積規制の対象となる。工場立地法は、事業所と周辺環境との調和を目指した法律であり、同準則 も、周辺環境への配慮の製点から、生産施設の面積の上限を定めているものだが、同地区に住 宅を配置する計画はなく、地区の周囲は豊かな緑に覆われており、近年の環境技術の進展等も 併せて鑑みれば、生産施設面積の基準を設けずども、良好な環境と調和した開発が可能である。 ③解決策 彩都中部地区において、バイオ関連企業の集積を図り、バイオ医薬・医療機器等の生産拠点としていくため、工場立地法第4条第1項に基づく「工場立地に関する準則」(告示)による生産施設面 積率の上限について、建厳率の範囲内(彩都中部地区:準工 60%)で撤廃する。 ④効果 彩都中部へのバイオ関連企業の企業集積・設備投資を促進し、一大生産拠点化を図ることで、到 が国のバイオ・ライフサイエンス分野の国際競争力を高める。	D	-	御指摘のバイオ関連産業については、「その他の製造業種」に該当するケース が多いと考えられ、その場合生産施設面積率の上限は65%となる。そのため、 一般的には、御提案の内容については現行制度の範囲でも対応が可能と考え られる。		医療等の開発促進	0 0 4 3 0 3 0	大阪府	大阪府	経済産業省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理 番号 写	提案主体名	都道府県	制度の所管・関係官庁
110131 億	連充電設備の特別 却制度等の創設	の40 同法施行規則第5	ついて、固定資産税の課税標準	一般利用者用のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は税額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特別措置、現行固定資産税2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産税の減免に対する地方財政措置を求める。 [具体的内容] ① 法人税の特別償却制度又は税額控除制度	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでいない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの台数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 長間事業者が急速充電設備を設置した場合、イニシャル・コストに対する特別償却制度等の創設や設置後の固定資産税の免除、現有は2/30など税制上の優遇措置を実施し、その負担を経滅する投資後の固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 (3)効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	z	-	税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則っているかという観点から検討される。さらに、租税特別措置については、ゼロペースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、側提来のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。 こうした観点から、充電設備に対する税制措置について、現行措置に加え、更なる税制措置を設けることや日本全土で充電設備の整備が進もうとしている現な経済書を設けることや日本全土で充電設備の整備が進もうとしている現な路書を持定地域で実施することの趣旨、期待される効果や影響などについて、御提案主体と意見交換等させていただく必要があると理解している。			EV等の導入や開発促進による関連 産業の育成	0 0 4 3 0 4 0	大阪府	大阪府	総務省 財務省 財務省産業省 経工工資 環境省
110132 億	速充電設備の特別 却制度等の創設	の40 同法施行規則第5	ついて、固定資産税の課税標準	一般利用者用のEV充電設備に係る設置費について、特別償却制度又は稅額控除制度を創設する。また、低公害車の燃料供給設備(電気充電施設)に係る特例措置(現行固定資産稅2/3)の拡充、及び、特例措置に係る固定資産稅の減免に対する地方財政措置を求める。 【具体的内容】 ② 固定資産稅の免除及びこれに伴う市町村の稅収減に対する財政支援	①現状 現在のEVの走行距離は、市販車で80km程度であり、一回の充電での長距離利用は、困難な状況。こうした中で、EVの普及を図るためには、急速充電設備の設置箇所を増やすことが不可欠だが、公共のみの設置には限界があり、利便性等で不十分。一方で、民間事業者による設置も進んでしない。 ②問題点 急速充電設備の設置コストが高く(約500万~1千万円)、現在のEVの合数では、集客や課金による投資資金の回収も困難。そのため、民間事業者による設置が進まない。 ③解決策 民間事業者が急速充電設備を設置した場合、イニシャル・コストに対する特別償却制度等の創設 や設置後の固定資産税の免除(現行は2/3)など税制上の優遇措置を実施し、その負担を軽減する。なお、固定資産税の減免による地元市町村の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 ④効果 民間事業者による急速充電設備の設置で、EVでも安心して走ることが出来る環境が整備できる。そのことで、都市部でのEVの普及とガソリン車両数の低減化、都市モビリティの低炭素化が図られる。	Z	-	税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「熱得」の原則に則っているためたいう親点から検討される。 さらに、租税特別措置については、せロペースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本分針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。 こうした観点から、充電設備に対する税制措置について、現行措置に加え、更なる税制措置を設けることや日本全土で充電設備の整備が進もうとしている現代計算法を対している。 は、経済を持たが、大きに対している。 いて、御提案主体と意見交換等させていただく必要があると理解している。			EV等の導入や開 発促進による関連 産業の育成	0 0 4 3 0 4 1	大阪府	大阪府	総務省 経済主 至通 環境省 環境省
110140 入	市部における中小企 者の太陽光発電導 補助の規模要件 0KW以上)の撤廃	新エネルギー等導 入加速化支援対策 費補助金交付要網	新エネルギー等導入加速化支援 対策費補助金のうち、新エネル ドーネ・事業者支援対策費補助金 によって、民間事業者等の太陽 発電設備の導入支援措置(補助 事3分の1以の事件として、太陽光 発電については、500W以上(海 着助金交付の要件として、太陽光 発電については、500W以上(海 導入の場合等については10kWに 要件緩和)の規模要件等を設けて	光発電を導入する場合でも補助対象となるよう、補助要件の撤廃を求める。	①現状 大都市圏における太陽光発電の普及には、事業者による設置促進が不可欠だが、中小企業者 が太陽光発電を導入する際の補助の要件は、出力10kW以上(パネル面積が75平米程度必要) となっていることから、一定規模の設置面積が不可欠。 ②問題点 中小企業・事業所数31万起)の多くは都市部に立地しているため、事業所の面積は小さく、太陽 光発電の補助金を得るために必要な面積を確保することが困難。このことが、太陽光発電の普及 が進まない要因の一つとなっている 3の解決策 都市部の中小企業が太陽光パネルを設置する際にも補助金が活用できるよう、都市部に限定した上で「新エネルギー等事業者支援対策事業」における中小企業の補助基準(太陽光発電の 10kW以上)を撤廃し、一般家庭と同じ条件とする。 (3効果) の小企業での太陽光発電の普及が進むことにより、大都市圏での新エネルギー活用が加速し、 低炭素化が可能となる。また、住宅用に加え、都市圏の事業所という市場の拡大も期待できる。	Z	-	・これまで、本補助制度では、太陽光発電事業の拡大を図ることを目的として、一定規模以上の太陽光発電事業に対して補助を行っているところ(原則として合計50kW以上、中小企業については特別に10kW以上)。 ・現在、経済産業省では導入拡大を図るための方策として、再生可能エネルギーの全量買取制度の拡充を検討しており、幅広、意見募集を行っている。 ・今回、小規模事業所等への支援を実施すべき、とのご意見を頂いたが、「全量買取制度」の議論と併せて、支援制度全体について検討してまいりたい。			太陽光発電等の 再生可能エネル ギーの普及	0 0 4 3 0 7 0	大阪府大阪市	大阪府	経済産業省
110151 統人	ローバル企業の国際 括本部等に係る法 税域措置、財 制度の創設	を なし	-	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の 集積を図るため、予算の重点配分、思い切った 法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ① 研究開発に係る助成金等予算の重点配分	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中枢機能を立地させることができず、グローバル企業の下ジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。 (2問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代事が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方稅法第6条不均一課稅、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 (3解決策グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の稅収滅に対しては、国による財政支援を講じるかたい。 (④効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	z		世界的な企業誘致競争が激化する中、我が国も制度改革等により事業環境を大幅に改善し、高付加価値を創出する多国籍企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点等を積極的に呼び込むことは重要な課題と考えている。こうした観点から、様々な呼び込みインセンディブについて、現在経済産業省の審議会で議論が行われているところであり、今後、必要な政策手段については検討していきたい。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の指置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、超別の税組みを検討する必要がある、その際、税制についてば、ビアリ、透明「結得」の原則に則っているかという観点から検討される。 さらに、租稅特別措置については、この不一次の見面し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り「合理性」「有効性」「相当性」の数策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に使いて検討する必要があると理解している。			外国企業の拠点 立地促進等による 文学アビジネスの 強化	2	<b>大阪府</b> 大阪市	大阪府	经济産業省

管理コード 要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請 提案主体からの意見	プロジェクト名	管理 理 番 号 項	提案主体名	3 都道府!	県 制度の所管・ 関係官庁
グローバル企業の国際 就括本部等に係る法 人税等の軽減措置、助 成制度の創設	なし	-	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の 集積を図るため、予算の重点配分、思い切った 法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ② 法人関係税等の軽減免除	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中枢機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。2問題点 アジア処に都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 3解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特例措置や思い切った法人関係税等の軽減免除を請じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じるれたい。 《効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	Z	-	世界的な企業誘致競争が激化する中、我が国も制度改革等により事業環境を大幅に改善し、高付加価値を創出する多国籍企業のアジア地域就括拠点や研究開発拠点等を積極的に呼び込みなことは重要な課題と考えている。こうした観点から、様々な呼び込みインセンテイプについて、現在経済産業省の書議金で議論が行われているところであり、今後、必要な政策手段については検討していきたい。なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を持する社組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の内を組みて検討する必要がある。その際、税制についてば公平「透明」「領得の原則に刺っているかという親たから検討される。さら、租税特別措置については、ゼロペースから見直し、整理合理化を進めとい方針が明らかにされている、そのため、御提家のような税制に活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に使って検討する必要があると理解している。 こうした検討に進めるにあたり、税制上の公平性や客観性を確保するため、企業認定制度の導入等を検討する必要があると考えている。		外国企業の拠点 立地促進等による アジアビジネスの 強化	0 0 4 3 0 8 1	大阪市	大阪府	総務省 財務省 経済産業省
グローバル企業の国際 110153	なし	-	グローバル企業のアジアの国際統括本部等の 集積を図るため、予算の重点配分、思い切った 法人関係税の軽減免除を求める。 【具体的内容】 ③ 不動産取得税の免除及びこれに伴う自治 体の税収減に対する財政支援	①現状 国際ビジネス拠点をめぐる世界的な都市間競争の中で、アジアの他都市が有するような強力なインセンティブを持っていないため、企業の中枢機能を立地させることができず、グローバル企業のアジア拠点等は日本からアジアの他都市に流出。2問題点 アジアの他都市とのコスト差(人件費、土地代等)が大きいこともあり、地方自治体レベルで提供できる立地支援策(地方税法第6条不均一課税、誘致補助金)だけでは、アジアの他都市とのインセンティブの差を埋めることは不可能。 3解決策 グローバル企業の立地促進を図るため、国の研究開発に係る助成金等予算の重点配分の特別措置や思い切った法人関係秩等の軽減免除を講じる。また、不動産取得税を免除した際の地元自治体の税収減に対しては、国による財政支援を講じられたい。 (4効果 外国企業の国際統括本部・地域統括本部等集積にむけた思い切ったインセンティブを講じることで、アジアの経済拠点としての我が国の地位の維持・拡大が図られる。	Z	-	世界的な企業誘致競争が激化する中、我が国も制度改革等により事業環境を大幅に改善し、高付加価値を創出する多国籍企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点等を積極的に呼び込むことは重要な課題と考えている。こうした観点から、様々な呼び込み・イン・シティブについて、現在経済産業省の審議会で議論が行われているところであり、今後、必要な政策手段については核討していきたい。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「制得」の原則に則っているかという観点から検討される。さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した改策については、この本方針の趣管に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。 こうした検討に進めるにあたり、税制上の公平性や客観性を確保するため、企業認定制度の導入等を検討する必要があると考えている。		外国企業の拠点 立地促進等による アジアビジネスの 強化	0 0 4 3 0 8 2	大阪府大阪市	大阪府	総務省経済産業省
中小企業者の省CO2 促進支援制度の創設	なし	中小企業等のCO2削減努力を後押しするため、中小企業等が行うた排出削減に向けた地差率値し、売却を可能とする「国内クレジット制度」を2008年の10月から実施。	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し 財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーポン等を購入した企業に購入費用の税貸過措置を請じる。 【具体的内容】 ① 中小企業者の省CO2促進支援制度(財政上の措置)	①②現状・問題点 中小規模の工場や業務ビルは、府域のCO2排出量の約25%を占めており、これらの事業者に 対する低炭素化の取組み促進が課題となっている。 しかしながら、現在、これらの事業者は省工本法などの対象とはなっておらず、低炭素化に対する取組意欲が低い状況にある。 また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが割高となっていることが設備導入促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要さする企業等に売却することも可能であるが、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。 3解決策中小規模の工場や業務ビルの削減ポテンシャル、各種対策のコスト、排出量削減率等の大阪府の地域特性を把握した上で、費用対効果に応じた促進制度を設計し、財政上・税制上の支援を行い、自治体には交付税措置を講じる。また、オフセットカーボン等を購入した企業に対する法人税について、地域を限って購入経費を損金算入できるよう、制度改正を求める。	z	-	中小企業等のCO2削減努力を後押しするため、中小企業等が行った排出削減に向けた取組を評価し、売却を可能とする「国内クレジット制度」を2008年10月から開始し、中小企業等の排出削減の推進を図っている。 経済産業者としては、同制度のより一層の推進を図っている。 経済産業者としては、同制度のより一層の推進を図るために、同制度の活用が期待される中小企業等を対象に、排出削減ポテンシャルの診断・計画作成支援・計画の書金「たかる費用の一部支援等の支援措置を譲じている。また、国内クレジットの取引に係る法人税の取扱いについては、京都メカニズムクレジットと同様に、法人税法上損金算入が可能であることが明確化されている。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則に則つているかという観点から検討される。さらに、租稅特別措置については、ゼロベースから見面し、整理合理化を進めととの方針が明らかにされている。そのた、御提家のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。		低CO2技術普及 拡大による低炭素 社会の実現	0 0 4 3 2 4 0	大阪府	大阪府	総務省 経済産業省 環境省
中小企業者の省CO2 促進支援制度の創設	なし	中小企業等のCO2削減努力を後押しするため、中小企業等が行った歩い中小企業等が行った排出削減に向けた取組を評価し、売却を可能とする「国内クレジット制度」を2008年の10月から実施。	中小企業者の省CO2促進支援制度を創設し 財政上・税制上の支援を行う。 オフセットカーボン等を購入した企業に購入費用の税優遇措置を講じる。 【具体的内容】 ② 中小企業者の省CO2促進支援制度(税制上の措置)	また、個々の排出実態は多種多様にわたり、適切な低炭素化の設備が量産化されておらず、設置コストが割高となっていることが設備する人促進の阻害要因となっている。 さらには、削減されたCO2排出量は、カーボンオフセット制度により必要とする企業等に売却することも可能であた、購入企業は購入価格を法人税の算定において損金算入できないことから、企業の購入意欲を低下させている。	Z	-	中小企業等のCO2削減努力を後押しするため、中小企業等が行った排出削減に向けた取組を評価し、売却を可能とする「国内クレジット制度」を2008年10月から開始し、中小企業等を対象に開放している。経済産業者としては、同制度のより一層の推進を図るために、同制度の活用が期待される中小企業等を対象に、排出削減ポテンシャルの診断・計画作成支援、計画の審査にかかる費用の一部支援等の支援措置を講じている。また、国内クレジットの取引に係る法人税の取扱いについては、京都メカニズムクレジットと同様に、法人税法上損金算入が可能であることが明確化されている。なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、公税調の格組みで検討する必要がある、その際、税制については「公丁」透明」「納得」の原則に則っているかという観点から検討される。さらに、租税特別措置については、生ロベースから見直し、整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御提家のような税制を活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。		低CO2技術普及 拡大による低炭素 社会の実現	0 0 4 3 2 4 1	大阪府	大阪府	総務省 財務省産業省 環境省

管理コード	要望事項 (事項名)	該当法令等	制度の現状	求める措置の具体的内容	具体的事業の実施内容・提案理由	措置の分類	措置の内容	各府省庁からの提案に対する回答	再検討要請	提案主体からの意見	プロジェクト名	管理 番号 写	提案主体名	都道府県	制度の所管・ 関係官庁
110171	大規模コンペンション 運営に対する優遇税 制、資金支援制度の創 設	なし	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施  【具体的内容】  ① 立ち上げに対する補助制度	②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブ	z	-	経済産業省では、中小企業の販路開拓や事業化支援を目的として、展示会の開催や出展に対する補助等、コンペンションや見本市の開催に向けた支援が可能な措置を講じているところ。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」「納得」の原則、即うているかという観点から検討される。整理合理化を進めるとの「無料の期」に則っているかという観点から検討される。整理合理化を進めるとの方針が明らかにされている。そのため、御様家のような税制だ活用した政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の基準に従って検討する必要があると理解している。			国際コンペンション都市の創出	0 0 4 3 3 0 0	大阪府	大阪府	经济産業省国土交通省
	大規模コンベンション 運営に対する優遇税 制、資金支援制度の創 設	なし	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施 【具体的内容】 ② 出展費用の税額控除(法人税)	②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブ	z	-	経済産業省では、中小企業の販路開拓や事業化支援を目的として、展示会の 開催や出展に対する補助等、コンベンションや見本市の開催に向けた支援が 可能な措置を講じているところ。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の 措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については 、投調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公丁」「透明」 「終得」の原則に則っているかという観点から検討される。 さらに、租税特別措置については、ゼロベースから見直し、整理合理化を進め るとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した 政策については、この基本方針の趣旨に則り「合理性」「有効性」「相当性」の 基準に従って検討する必要があると理解している。			国際コンベンション都市の創出	0 0 4 3 3 0	大阪府	大阪府	財務省経済産業省国土交通省
	大規模コンベンション 運営に対する優遇税 制、資金支援制度の創 設	なし	-	コンベンション・見本市の立ち上げに対する補助制度の創設、参加・出展費用の法人税の税額控除など税制上の優遇、中小企業等のコンベンション・見本市参加のための経費の一部補助などの実施  【具体的内容】  ③ 参加のための経費の一部補助	②問題点 わが国では国家戦略としてのコンベンション・見本市戦略の視点が乏しく、十分なインセンティブ		-	経済産業省では、中小企業の販路開拓や事業化支援を目的として、展示会の 開催や出展に対する補助等、コンペンションや見本市の開催に向けた支援が 可能な措置を講じているところ。 なお、税制上の措置については政府税制調査会において一元的に税制上の 措置を検討する仕組みとしているため、政策税制の導入の是非については、 税調の枠組みで検討する必要がある。その際、税制については「公平」「透明」 「納得」の原則に則っているかという観点から検討される。 さらに、租稅特別措置については、ゼロペースから見直し、整理合理化を進め るとの方針が明らかにされている。そのため、御提案のような税制を活用した 政策については、この基本方針の趣旨に則り、「合理性」「有効性」「相当性」の 基準に従って検討する必要があると理解している。			国際コンベンション都市の創出	0 0 4 3 3 0 2	大阪府	大阪府	経済産業省 国土交通省